

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【公開番号】特開2015-225319(P2015-225319A)

【公開日】平成27年12月14日(2015.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-078

【出願番号】特願2014-111904(P2014-111904)

【国際特許分類】

G 03 G 9/08 (2006.01)

G 03 G 9/083 (2006.01)

G 03 G 9/087 (2006.01)

【F I】

G 03 G	9/08	
G 03 G	9/08	3 7 4
G 03 G	9/08	3 7 5
G 03 G	9/08	3 0 1
G 03 G	9/08	3 0 2
G 03 G	9/08	3 8 1
G 03 G	9/08	3 8 4

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月15日(2017.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 4 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 4 2】

<比較例用トナー5～8の製造>

実施例用トナー21の製造において、使用するトナー粒子、シリカ微粒子の種類及びシリカ微粒子の部数を表5に示す通りに変更すること以外は、実施例用トナー21の製造と同様にして、比較例用トナー5～8を得た。得られたトナーを分析したところ、結着樹脂100部を含有していた。得られたトナーの物性を表5にまとめる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

結着樹脂及び着色剤を含有するトナー粒子と、無機微粒子とを有するトナーであって、前記トナーの熱伝導率が0.230W/(m·K)以上0.270W/(m·K)以下であり、

前記トナーの表面自由エネルギーが30.0mJ/m²以上50.0mJ/m²以下であることを特徴とするトナー。

【請求項2】

前記着色剤は、磁性酸化鉄をシラン化合物により表面処理した処理磁性体であることを特徴とする請求項1に記載のトナー。

【請求項3】

前記磁性酸化鉄は表面に珪素元素を有しており、前記磁性酸化鉄を鉄元素の溶解率が5.00質量%になるまでに溶解したときに溶出する珪素の量が、前記磁性酸化鉄を基準として0.05質量%以上0.50質量%以下であることを特徴とする請求項2に記載のトナー。

【請求項4】

前記処理磁性体をスチレンで洗浄した後の前記シラン化合物に由来する残存炭素量が、前記磁性酸化鉄を基準として0.40質量%以上1.20質量%以下であることを特徴とする請求項2又は3に記載のトナー。

【請求項5】

前記無機微粒子は、シリコーンオイルにより表面処理されていることを特徴とする請求項1~4の何れか一項に記載のトナー。

【請求項6】

前記無機微粒子の前記シリコーンオイルの固定化率が、85質量%以上であることを特徴とする請求項5に記載のトナー。

【請求項7】

前記無機微粒子は、シリコーンオイルによる処理を施した後、アルコキシシランまたはシラザンによる処理を施された無機微粒子であることを特徴とする請求項5又は6に記載のトナー。

【請求項8】

前記無機微粒子の50における容積比熱が、5000J/(cm³·K)以上10000J/(cm³·K)以下であることを特徴とする請求項1~7の何れか一項に記載のトナー。